

いじめによる重大事態に関する再調査報告書（抜粋）

第4章 今後講ずべき再発防止策（提言）

1 学校が講ずべき対策

(1) いじめの正しい理解

ア 教職員の理解の徹底

国の基本方針には、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとされている。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要とされている。

学校における全てのいじめ防止等のための対策を適切に実施するためには、まずは全ての教職員が、法に規定するいじめの定義では、他の生徒の行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じた場合にはいじめに該当するといった、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広いこと等を正しく理解する必要がある。加えて、いじめに該当するか否かの判断にあっては、生徒の感じる被害性に着目し、例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合でも、法が定義するいじめに該当することを理解することが大切であり、まずはいじめの正しい理解が極めて重要である。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

当該学校では、学校基本方針が策定され、いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」が設置されており、いじめの問題に関する教職員の資質向上を図るため、校内研修が実施されていた。しかし、本事案に対する当該学校はいじめ問題の捉え方、対応から判断すると、法に基づくいじめの定義が校内で定着しているとは言い難い。

いじめ対応においては、教職員による対応の差があってはならない。全ての教職員が組織的に対応できるように、学校基本方針はもとより、法や国の基本方針等に関する研修、事例検討も含めて、全教職員が参加する研修を早期に実施し、毎年継続していくことで、いじめが疑われる出来事を見かけた場合に、教職員の誰もが同じようにいじめを疑えるよう、いじめに対する感

度を高めていく必要がある。加えて、生徒がいじめの不安を表出しやすいよう、教職員が「いじめ行為は許されることではないこと」「いじめ行為には必ず対応（教職員が介入）すること」を全生徒に明示する必要がある。

イ 生徒への対応

学校における全てのいじめ防止等のための対策を適切に実施するためには、教職員のみならず、全生徒も法に規定するいじめの定義を正しく理解する必要がある。また、自身が好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合でも、いじめと判断されることを理解することも大切であり、まずは全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解をきちんと促す必要がある。

当該学校では、「学校再発防止方針と取組」において、全生徒に対し、毎週1回の人権教育、毎週水曜日に行う朝礼における校長、教頭、教諭等による講話、年に3回の外部講師による講話を実施し、「人を思いやること」「相手を理解すること」の重要性を指導することとしている。

当該学校の今後の対応として、これらの取組を通して、全生徒に対し、いじめの正しい理解を深めていくとともに、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実際の事例やいじめの場面のロールプレイを行ったりするなどの体験的な学びの機会を得られるように努めることが重要である。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうること

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行うことが望まれる。

これらの取組に加えて、生徒が、不安や悩みのサインを気軽に発信できるようにするとともに、教職員・保護者・地域住民等の大人が、そのサインをいつでもどこでも把握できる体制を整えておく必要がある。

これに関して、重大事態への進展を防ぎ、いじめの重大化防止・早期対応のために、各種の相談窓口、支援機関に関する情報について、生徒及び保護者に周知を図り、一人で抱え込まずに気軽に相談できる環境を整えていくことも重要である。

【参考】相談窓口

① 「子どもホットライン24」(福岡県)

年中無休・24時間体制で、生徒がいつでも相談でき、相談員が直接電話対応することにより、生徒の増幅した不安感や恐怖感等の思いの軽減や助言ができるようになっている。

② 「24時間子供SOSダイヤル」(文部科学省)

24時間全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでもいじめやその他のSOSを簡単に相談することができ、通話料は無料となっている(全国統一ダイヤル)。

③ 「福岡県児童生徒の悩み相談窓口(LINE)」

いじめを含めた様々な悩みを、児童生徒がLINEにより相談員に相談できる。

④ 「福岡県いじめレスキューセンター」

学校外の立場から、いじめに悩む児童生徒とその保護者を支援するいじめ専用の相談窓口であり、相談対応だけでなく、いじめの解消に向けた学校との調整とその後のフォローアップまでを行う。

(2) いじめの積極的な認知(早期発見)

ア 学校生活アンケート

本事案発生前において、当該学校では、「生活調査アンケート」を1学期終了時に実施していたが、このアンケートには、生徒自身の学校生活での困りごとやいじめの有無を尋ねる設問がなく、本アンケートに「いじめがあった」と回答する生徒は、令和3年度、4年度ともにいなかった。

当該学校では、「学校再発防止方針と取組」において、全生徒に対し、学期毎に「学校生活アンケート」を実施することとしている。本アンケートは、回答時間の長短により周囲の生徒が回答内容を邪推することがないように、記述欄を設けず、選択式の設問のみとし、生徒本人や周囲の生徒が嫌なことをされたり、言われたりしていないか、学校や家庭等で困っていることはないか等を尋ねる内容となっている。また、アンケートは記名式とし、気になる回答をしている生徒がいた場合は、他の生徒に知られないよう配慮した上で担任が速やかに面談して詳しく事情を聴くようにしている。さらに、担任が聴き取った内容は、学年会、生徒指導部及び校務委員会に報告し、事案によ

っては、行為者とされた生徒からも聴き取りをした上で、必要な指導を行っている。

当該学校では、生徒が悩みを表出しやすいよう、アンケート調査の設問等の見直しが行われているが、アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を要するものである。また、深刻な事案であるほど、記名式のアンケートでは回答しづらいものである。生徒のアンケート調査への回答の抵抗感を下げるだけでなく、回答しやすい内容にするため、アンケートの設問をより具体的な表現（例えば、冷やかしかからかい、悪口を言われる）にしたり、生徒が氏名を書かない選択肢を残すほか、選択式のみアンケートにしてもなお、周囲の目が気になって安心して回答できない生徒がいることも考えられるため、自宅に持ち帰らせて期限を決めて提出させたり、ICT端末を活用したアンケート調査を実施するなど、生徒が回答しやすい、悩みを訴えやすい環境下でアンケートを実施することも検討する必要がある。

イ アンケート等の結果の組織的な情報共有と対応

当該学校は、教育理念の一つに「[redacted]」を掲げており、[redacted]
[redacted]、生徒同士の風通しが良い関係ができている上、教職員の目が行き届きやすく、教職員間においても連携がうまく行われているとしている。

しかし、ほとんどの生徒がかなりの頻度でいじめの被害者にも加害者にもなり得るという事実から、学校の対応を過信せず、現在、当該学校が実施している「学校生活アンケート」等を通して得られた情報に加えて、全ての生徒について普段から観察を怠らないこと、そして、些細な変化でも気になる様子が見られたら複数の教職員で観察することが重要である。

教職員による生徒への指導等は、教職員個人の能力や経験則等に基づくところが大きいことから、生徒の様子が気になったり、生徒のトラブルを見かけたりしたときに、教職員個人の判断により情報や対応が止まり、事態の深刻化に繋がることがあってはならない。得られた情報については、事案の軽重に関わらず、教職員全員が共有できる体制、学校が定めたルールに沿って、組織的な対応を徹底することが重要である。

(3) いじめへの対処（早期対応）

ア 組織的な対応

本事案では、[]部内で生じたトラブルを校長に報告することなく、顧問教諭が初動対応を行い、生徒をいじめの加害者と決めつけた指導を行ったことにより、トラブルが大きくなっている。

しかし、いじめの早期発見・認知にあたっては、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、早い段階から組織的な対応を行うことが求められる。日常のトラブルもいじめの疑いを持って、個人の判断、対応を避け、組織的な対応を検討し、組織として対応する必要がある。教職員の事案の抱え込みを防ぐため、部活動の顧問を複数名配置するなど、お互いに生徒の情報共有や相談し合える環境を構築することが望まれる。

当該学校では、部活動内で発生するトラブルについて、校長に報告するルールをあらかじめ定めていることから、このルールを今一度、全教職員に周知し、部活動内で発生するトラブルのうち、いじめが疑われる事案については、顧問や生徒指導部長の判断によることなく、全ての事案を校長に報告し、初期段階から組織として対応することが重要である。組織体制の強化は、教職員が一人で事案を抱え込むことを予防し、ひいては抱え込みによる事案の深刻化・長期化を防止することにつながる。

いじめの認知に関し、学校基本方針では「些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、全教職員がいじめを積極的に認知することが必要である。」としているが、本事案においては保護者の相談や訴えが何度もあったにもかかわらず、いじめとしての認知が行われなかった。

学校として、本事案に対して早期にいじめを認知できなかった原因や学校基本方針に則った対応が行われていたか、適切に機能していたかの検証が必要である。その検証結果を教職員に周知するほか、学校基本方針で定める事項に不足等があれば見直しを行うことで、今後、同種事案の発生防止につながることになる。

イ 生徒及び保護者への対応

本事案では、対象生徒・保護者ともに、学校が行った調査の結果、第三者委員会が行った調査の結果のいずれにも納得しておらず、当該学校の対応に大きな不信感を持っている。

いじめの初期対応においては、迅速に誠意を持って組織的に対応することが、生徒・保護者との信頼関係を築く上で重要である。

当該学校の今後の対応として重要なことは、

- ① 学校基本方針について、入学時や各学年の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明し、生徒や保護者が相談しやすい環境を整えるとともに、生徒や保護者の相談や訴えを真摯に受け止めていくこと
- ② ①があった際に、「心身の苦痛」に係る内容があったときには、いじめ防止対策委員会を開催し、初期段階において学校組織として、いじめを認知すること
- ③ 相談や訴えのあった生徒の対応においては、生徒と信頼関係がある教職員を中心として、生徒とかかわりの深い教職員が複数名で生徒の支援を行っていくこと。また、生徒の状況に応じて、スクールカウンセラー等の専門職の協力を仰ぎ、連携して対応を行っていくこと
- ④ いじめを行った生徒に対して、自身の行為がいじめに該当することを認識させ、いじめが許されないことを厳格に示し、適切な指導を行うとともに、いじめの背景にも目を向け、必要な支援を行っていくこと

等である。教職員に対して、生徒や保護者から相談や訴えがなされたときには真摯に受け止め、学校基本方針に基づき、いじめ防止対策委員会を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、組織的にいじめを認知した上で、対象生徒、いじめを行った生徒、双方の指導、支援につなげていく必要がある。

(4) いじめの重大化予防

ア 研修

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめの重大化に向かわせないために、全ての教職員が取り組む必要がある。

いじめの重大化予防を図るためには、教職員一人一人の指導力向上や専門職としての教育的力量を高めることが欠かせない。そこで、特に、いじめの問題に関する教職員研修においては、教育相談を充実させるカウンセリング能力や生徒の人間関係づくりに係る指導力の向上、教職員自身の感受性や共感性を高めることを目的としたスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家を起用した実効性のある研修を実施することが望まれる。

研修の中で、事前に重大事態の発生を想定し、その具体的な対応方法・手順や教職員一人一人の役割等についてシミュレーションをしておくとともに、いじめの種になりそうな生徒同士の気がかりな会話や言動(からかい等)

への介入についてもロールプレイを行っておく必要がある。加えて、教職員自身が生徒への接し方や言語環境等が適切であるかを振り返るとともに、生徒のＳＯＳを教職員がいち早くキャッチできるよう、研修において相談の聴き方を意識した面接の実践演習を行うほか、生徒のＳＯＳを引き出せるような振る舞いや問いかけ等を学び、教職員と生徒の信頼関係を築いていく必要がある。

イ いじめの重大化の未然防止

生徒指導・進路指導研究センター「いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」（平成２５年７月）によると、いじめ、とりわけ「暴力を伴わないいじめ」については、ほとんどの生徒が被害経験はもちろん、加害経験も持つことがわかっている。どの生徒も何らかのきっかけがあれば、被害者にも加害者にもなり得ることがわかっている。

この事実を踏まえると、「いじめの被害者や加害者を早い段階で特定して対処する」という早期発見型だけではなく、「全ての生徒のいじめ被害・いじめ加害の重大化の可能性を減らしていく」という重大化の未然防止型の姿勢も必要である。いじめているという明確な自覚の有無にかかわらず、あるいはいじめと呼ぶべき行為かどうかにかかわらず、生徒のトラブルが減り、生徒が安全・安心に過ごせる学校や学級にしていくことが、いじめの重大化未然防止の第一段階であると言える。

(5) 保護者との連携

ア 情報共有

いじめの未然防止のために必要な情報収集は、学校だけの取組では限界がある。より多くの情報を得て多角的な視点で生徒を見守るためにも、学校と保護者との間で、いじめやいじめの重大化に繋がりがねない出来事等について情報共有する体制を構築しておく必要がある。

いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、普段仲良く過ごしているように見える間柄で悩みを抱えていないように見える生徒であっても、その裏には友人との関係性等に思い悩む生徒がいることを本事案から学ぶ必要がある。

いじめは、学校や教職員の見えないところで起きることも多くある。生徒や保護者の情報は、学校が知り得ない極めて重要な情報であることを念頭に、学校と保護者との連携を強化し、相互の情報共有を進めなければならない。また、学校が収集した情報については、積極的に保護者に提供するとともに

家庭での生徒の状況等についても学校に提供してもらうなど、相互に情報共有を図りながら、それぞれの立場からいじめの未然防止に取り組んでいく必要がある。

イ いじめの正しい理解と認知

いじめやいじめの重大化に繋がりにかねない出来事等について、学校と保護者が情報共有するためには、まずは、保護者のいじめの正しい理解が極めて重要である。保護者がいじめの正しい理解と認知について学ぶため、学校が、保護者を対象とした「いじめ防止研修」を実施する必要がある。学校は、学識者による講義を実施したり、教職員の協力を得たりしながら、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や子どものＳＯＳサインに気付く方法等、いじめの正しい理解と認知についての研修の機会をつくり、保護者としての立場からのいじめの未然防止に取り組んでいく必要がある。加えて、保護者を対象とした研修等において、例えば協議・演習を取り入れるなど、子どもの「変化」や発する「サイン」を見逃すことなく、早期発見・早期対応に向けた取組が求められる。

また、保護者に対しても、家庭でのチェックリストやアンケートを実施し、生徒の些細な変化にアンテナを張ってもらう状況をつくり、学校と家庭が連携しながらいじめ等の早期発見に取り組んでいく必要がある。

(6) 運動部活動

ア 運動部活動への学校の関わり方

運動部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられるが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりとならないようにする必要がある。運動部活動ガイドラインでは、「校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指揮において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要である」とされている。

当該学校では、定期的に顧問会を開催していることから、顧問会の開催回数を増やしたり、校長を構成員に加える等の見直しを行い、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を検討していく体制を整えていく必要がある。

また、本事案では[]部のコーチによる許されない指導が行われて

いることから、校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での生徒の人格を傷つける言動を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取組を行う必要がある。

そのためには、学校関係者のみならず、保護者も同様の認識を持つことが重要であり、学校における運動部活動の目標、部活動の場においていじめが生じた場合の対応等について、学校や顧問の教員から積極的に説明する場を設け、文書及び口頭でその内容を説明するなど、理解を図ることが望まれる。

部活動指導員の任用・配置にあたっては、第三者委員会の提言にもあり、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う必要がある。

イ 運動部活動の指導

学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれる。継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないようにすること、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスの取れた運営と指導が求められる。

また、運動部活動は自主的、自発的な活動であるため、顧問の教員は、運営・指揮者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定する必要がある。

さらに、指導者が生徒に対して、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確に伝え、理解させたうえで取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となる。ただし、信頼関係があれば指導に当たって生徒の人格を傷つける言動を行っても許される等の認識は誤りであり、決して許されないものであることを正しく理解する必要がある。

(7) いじめの重大事態の対応

本事案では、当該学校が法、国の基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために生徒に深刻な被害を与える事態となった。

重大事態の対処にあたっては、法の定義に基づくいじめの認知と組織的対応や、国のガイドラインに沿った円滑かつ適切な重大事態調査の実施及び対象生徒や保護者に寄り添った対応を行うことが重要である。

生徒・保護者からの申立てがあったときは、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態にあたるかが明らかである場合を除き、重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる必要がある。

また、いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合や生徒・保護者から申立てがあった場合は、学校における初動時の対応が特に重要であることから、重大事態の疑いがある事案は、全て県（私立学校は私学振興課、県立学校は教育庁高校教育課、県立特別支援学校は教育庁特別支援教育課）に第一報を入れ、必要に応じて助言を求めるなど、学校は迅速かつ適切に調査が実施できるように努める必要がある。

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応を取ることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、国の基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校基本方針の効果的な運用により、いじめの早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要である。重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等にあたっては、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめられた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト（「いじめの重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」の配布について（令和5年7月7日付け事務連絡文部科学省初等中等教育局児童生徒課）」の活用を検討されたい。